

簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 2月13日

宇治市長 松村 淳子

（担当課：契 約 課）

記

業務名	水道メーター改造修理業務委託		
業務場所	宇治市水道庁舎		
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 365日間		
業務概要及び条件	水道メーター（13mm・20mm）について改造修理を委託		
予 定 価 格	¥7,171,000（税抜）	最低基準価格	¥5,019,000（税抜）
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②水道メーター改造修理業務または改造水道メーターの納入実績（元請、過去10年以内）			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年2月19日（木） 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和8年3月11日（水） 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含まない金額で行うこと		
そ の 他	本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による見積を実施します。別紙「郵便入札にあたっての注意事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本件は単価契約です。競争は合計金額で行いますが、各単価の決定は予定価格を上限として協議し、成立すれば契約を締結します。
- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年2月13日（金）午前9時から
令和8年2月26日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

水道メーター改造修理業務委託仕様書

1. 一般事項

本仕様書は、宇治市上下水道部が行う水道メーター改造修理業務委託に適用する。

2. 改造修理について

改造修理する水道メーターの種類、予定個数、納入期限は以下のとおりである。

また、改造修理の対象となるメーターについては、上下水道部が提供することとし、各期限のおよそ1か月前に宇治市水道庁舎にて受け渡しすることとする。

品 名	型 式	個 数
改造修理 13 mm (鉛レス素材使用品)	接線流羽根車乾式直読式（上水ネジ） Q3=2.5 R=100 全長=100 mm	780 個
改造修理 20 mm (鉛レス素材使用品)	接線流羽根車乾式直読式（上水ネジ） Q3=4 R=100 全長=190 mm	3,530 個

Q3：定格最大流量（m³/h） R=Q3/Q1：計量範囲

品 名	1 回目	2 回目	3 回目
改造修理 13 mm (鉛レス素材使用品)	260 個	260 個	260 個
改造修理 20 mm (鉛レス素材使用品)	1180 個	1180 個	1170 個
納入期限	令和 8 年 7 月 31 日	令和 8 年 10 月 31 日	令和 9 年 2 月 28 日

※上記納入期限及び個数はあくまでも予定であり、変更となる場合があるので承知すること。なお、納入期限の1か月前を目安に上下水道部から連絡するので、それをもって発注確定とする。

- 1) 上記の表に記載する納入期限を目途に発注を予定しているので、分別して納品すること。詳細については上下水道部と協議すること。
- 2) 納品時に使用したプラスチック製容器は、上下水道部の依頼があれば回収に応じること。
- 3) 改造修理前のメーターの受領については、上下水道部が指定した日時で行うものとし、その日時等は厳守すること。

3. 仕様等について

改造修理については外ケースのみを再利用し、その他の部品すべてを新品に取替え、次のとおり修理すること。

- 1) メーターは、計量法及び関係法令に適合した汎用メーター（JIS B 8570-1）であること。
- 2) メーターの本体には、本市章・改造修理回数・メーター番号の順に刻印し、メーターの改造修理回数は、一回目であれば「I」の記号を一つ刻印すること。
(例)改造修理一回目 I A12345
- 3) メーターの蓋については、新しい蓋を取り付けることとし、本市章・改造修理回数・メーター番号の順に刻印し、蓋の裏には検定有効期限のラベルを貼付けること。
- 4) メーターの塗装について、器体部分は適正な無色透明の防錆処理を施し、蓋部分は別途指定の色相にておこなうものとする。
- 5) メーターの番号は、上下水道部が指示する番号に刻印しなおすこと。
- 6) メーターの納入時には、器差成績表または検査合格証明書を添付すること。検査合格証明書を提出の場合は、後日上下水道部より個別のメーターの器差成績表の提出を求めることがある。
- 7) メーターには、SBR 合成品（プラスパッキン）もしくは NBR のどちらかを上下水道部と協議し 2 枚付属すること。
- 8) メーターは、納入日時時点で検定日より 3 か月を経っていないものを納入すること。
- 9) メーターは、すべて鉛レス素材使用品の予定であるが、万が一、鉛製水道メーターが混入している場合は、改造修理はせずに上下水道部の指示に従うこと。
- 10) メーターは、本市のメーターのみを納入すること。
- 11) 本仕様書に記載されていない事項は、上下水道部の指示に従うこと。また、本仕様書の内容に疑義が生じた場合も同様とする。

4. 製品検査について

製品に万全を期するため、上下水道部から工場及び関係事務所への立入り調査の要請があった場合は、これを受け入れなければならないものとする。

5. 支払いについて

- 1) 代金の支払いについては、契約単価に発注数量を乗じたものを請求に応じて支払う。
各納入後に納品分をとりまとめのうえ、その都度、請求書を提出するものとする。
- 2) メーター受取等にかかる費用は納入者の負担とする。

予 定 価 格 積 算 書

種 別	単 価 (1個あたり)						予 定 数 量		金 額 (消費税抜)									
	十	万	千	百	十	円			億	千	万	百	十	万	千	百	十	円
13mm			1	5	0	0	×	780 個 =			1	1	7	0	0	0	0	
20mm			1	7	0	0	×	3,530 個 =			6	0	0	1	0	0	0	
合 計 見 積 金 額 (消費税抜)									億	千	万	百	十	万	千	百	十	円
											7	1	7	1	0	0	0	

案 件 名 水道メーター改造修理業務委託